

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定 (社会課)

保険薬剤師の登録 (保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの (〃)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示 (商工指導課)

県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)

◇ 公 告 示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく公開による聴聞 (防犯少年課)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

告 示

鳥取県告示第八百三三三号

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則 (昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号) 第二条の規定により告示する。

平成四年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
整形外科	肢体不自由	彌 益 清 文	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
外 科	〃	渡 辺 賢 司	岩美郡岩美町大字浦富六 五二 岩美町国民健康保険岩美 病院
耳鼻咽喉科	聴覚若しくは平衡機能の障害又は音声機能若しくは言語機能の障害	稲 賀 潔	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港総合病 院
内 科	心臓、じん臓又は呼吸器機能の障害	千 代 俊 夫	倉吉市明治町一〇二七 信生病院

耳鼻咽喉科	聴覚若しくは平衡機能の障害又は音声機能若しくは言語機能の障害	柴田 伊十児	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
外科	小腸機能障害	金子 徹也	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
水澤 清昭	〃	〃	〃

鳥取県告示第八百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中村 浩子	鳥薬第八二二号	平成四年九月十四日

鳥取県告示第八百五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
医療法人ぬの皮膚科医院	倉吉市東蔵城町五四	平成四年九月一日
河原歯科クリニック	鳥取市富安二丁目一五九	〃
医療法人社団小徳歯科医院	米子市河崎一七四〇―二一	〃
医療法人社団厚生館宮岡歯科医院	米子市角盤町一丁目一五四	〃
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一木二六一―二	〃

鳥取県告示第八百六号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行わ

れることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成四年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
北陽株式会社	北陽株式会社	倉吉市伊木二七四外

鳥取県告示第八七七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業津原地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十月十二日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八七八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年三月十日 鳥取県指令受米土維第三百五十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生字沖大境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上福原一〇七三

景岡勇一

鳥取県告示第八百九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成四年十月十九日から施行する。

平成四年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

米原支店

米子市米原

を

米原支店

米

日野橋支店

米

子市米原
子市蚊屋

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成四年十月九日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 聴聞の期日及び場所

平成四年十月二十一日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎二丁目四一五
松下俊夫

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 4 年 10 月 9 日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

- 一 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象する。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成4年11月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成4年11月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑